

横浜南税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒236-8550 横浜市金沢区並木 3-2-9 Tel. 045 (789) 3731 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax！



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
令和5年 2月2日(木) ～ 2月9日(木) ※ 土、日及び祝日を除きます。	ウィリング 横浜	横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおか オフィスタワー 501号室～503号室	午前9時30分から 午後4時00分まで ※注(受付は午後3時まで) 【事前申込をお願いします】

- 年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得、事業所得、不動産所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、横浜南税務署に直接お持ちいただくか、東京国税局業務センター横浜南分室宛て郵送でご提出ください。
- 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**となっています。
- オンラインによる事前申込は、令和5年1月6日(金)から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
なお、電話での事前申込は受付けておりませんので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込サイトについてのお問合せは、【050-3196-3904】
(受付時間：平日午前10時～午後4時※正午から午後1時を除く。)へお願いします。
- 2月9日(木)は、税理士会独自事業確定申告無料相談となります。

※注 相談日当日に空きがある時は、当日時間指定入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/touchi102bookinng_pages

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

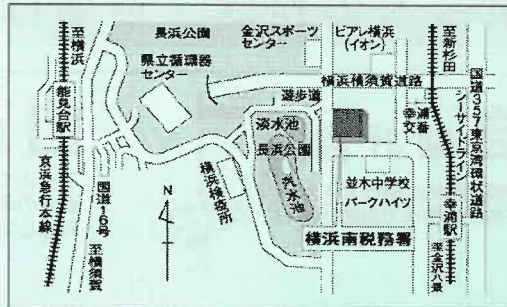
～郵送での提出先は東京国税局業務センター横浜南分室です～

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(水) ～ 3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	横浜南税務署	横浜市金沢区 並木3-2-9	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、横浜南税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券には限りがありますので、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月になりますと、入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 横浜南税務署の駐車場は1月4日から、使用できませんので、公共交通機関をご利用下さい。

【案内図】



オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

申告書、届出・申請書等を郵送で提出される方へ

申告書等を書面により提出される場合は、「東京国税局業務センター横浜南分室」宛て送付いただきますようお願いいたします。

(宛先) 〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9 東京国税局業務センター横浜南分室

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、**令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。**

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト

